

令和5年
4月から

下水道使用料、集落排水使用料、 浄化槽使用料の改定

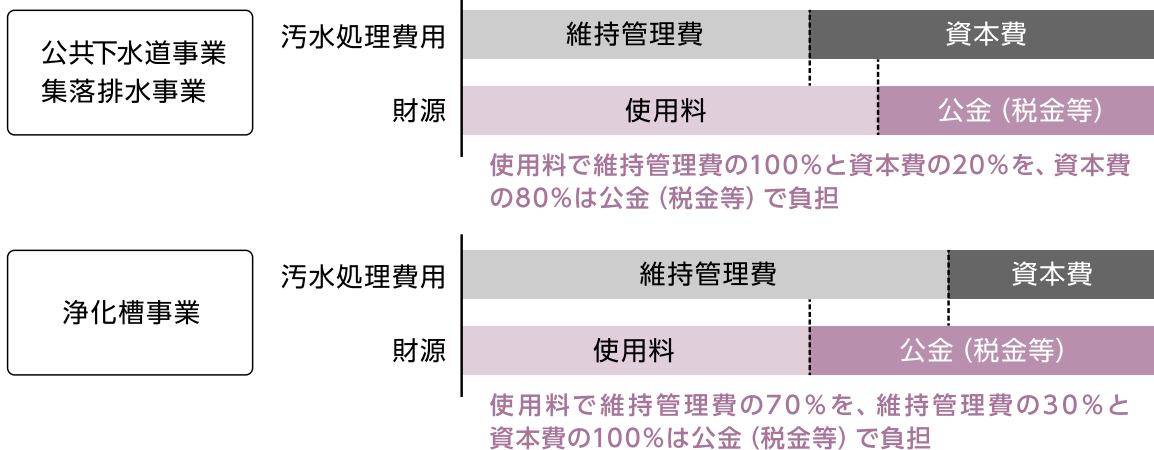
令和5年度から5年間、段階的に改定します

公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、皆さまの使用料などにより運営しています。

公共下水道等事業の運営は、使用料収入で汚水処理費用（維持管理費と資本費*1）の全額を負担する「受益者負担」が原則ですが、使用料収入だけで汚水処理費用を賄えず、不足額は公金（税金等）の負担により運営しています。

- *1 ●維持管理費：下水道施設の光熱水費、修繕費、委託料、職員人件費など
●資本費：下水道施設の減価償却費と建設時に借り入れた企業債の返済利息

〈汚水処理費用と財源の割合〉



今回の使用料改定は、人口減少や施設の老朽化が進む中、事業の経営基盤強化を図り、将来にわたり安定したサービスを提供するために行うものです。

改定理由

① 使用料収入の減少

人口減少等により、使用料収入が減少しています。

② 原油・物価等の上昇

下水道施設の運転管理委託料や維持管理に必要な電気・ガス料金、修繕費等の費用が上昇しています。

③ 下水道施設の老朽化に伴う工事費用の増大

各施設の改築・更新を計画的に行うため、工事費用が必要となります。

改定内容

維持管理費用や工事費用の増額分は、職員人件費の削減、施設の工事時期等の見直しにより対応し、**今回は使用料収入減少分の改定を行います。**

改定額は使用者の負担を軽減するため、一度に大幅な改定を行うのではなく、毎年段階的に改定します。